

## かながわ子どもみらいプランの次期改定について

### 1 次期改定について

- かながわ子どもみらいプラン（以下「プラン」という。）については、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策法に基づき、5年を1期とする計画として策定しており、現行プランの計画期間は平成27年度～31年度。
- 計画期間が平成31年度で終了となることから、同年度中にプランを改定する必要がある（改定後のプランの計画期間 平成32年度～36年度）。

**○子ども・子育て支援法（抜粋）**  
 （都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第62条 都道府県は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2～6 （略）

**○次世代育成対策支援推進法（抜粋）**  
 （都道府県行動計画）

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

2～8 （略）

### 2 次期改定に係る大枠のスケジュール（想定）

時 期	内 容
平成30年度後半	○ 改定の基本的な考え方（基本理念や基本目標、施策体系等）について審議（子ども・子育て会議等）
平成31年度前半	○ 改定骨子案について審議（子ども・子育て会議等）
平成31年秋頃	○ 改定素案について審議（子ども・子育て会議等）
平成31年12月 ～平成32年1月	○ 改定素案を県議会報告 ○ 改定素案について県民意見募集（パブリックコメント）を実施
平成32年2月～3月	○ 改定案について審議（子ども・子育て会議等） ○ 改定案を県議会報告
平成32年3月中	○ プラン改定

※ 上記については、現時点で想定される大枠のスケジュールであり、プラン策定に係る国からの通知や審議状況等により、変更となる可能性がある。

### 3 現行プランの基本理念等

#### (1) 基本理念

- すべての子どもが、自らそれぞれの個性や能力を伸ばして健やかに成長できる社会の実現をめざす。
- すべての保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子どもを生き育てることができる社会の実現をめざす。

#### (2) めざす将来像

- 子どもが心豊かにいきいきと自分らしさや可能性を伸ばせる社会
- 子どもを安心して生き育てることができる社会
- すべての子どもの育ちや子育て家庭をみんなで応援する社会

#### (3) 基本目標

- めざす将来像の実現のため、「子どもが生きる力」、「保護者等が育てる力」、「社会全体が支える力」の「3つの力」を充実強化する。

#### (4) 施策展開の基本的視点と方向性

基本的視点	施策展開の方向性
子どもが生きる力	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 子どもが健やかに自立した人間へ育つため、「生きる力」をはぐくむ教育の充実や若者の自立を支援する。</li><li>○ 家庭の事情に左右されず、自らの個性や能力を伸ばし、いきいきと成長するよう、子どもの育ちと学びに対する支援を推進する。</li></ul>
保護者等が育てる力	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 子育て家庭のニーズに応じた幼児期の教育・保育や子育て支援の充実を図る。</li><li>○ 就労の有無にかかわらず安心して子どもを生き育てることができるよう「待機児童ゼロ」の取組みを進める。</li><li>○ 放課後児童クラブ等小学生の放課後の安全な居場所の確保を図る。</li><li>○ 特別な配慮が必要な子どもや家庭に対する支援の充実を図る。</li><li>○ 小児医療の充実など子育て環境の整備を図る。</li></ul>
社会全体が支える力	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域や社会における子育て支援を応援する機運の醸成を図る。</li><li>○ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働き方の見直し等に取り組む。</li><li>○ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実に取り組む。</li></ul>

#### (5) 子ども・子育て支援新制度における施策展開上のポイント

- 県内どこでも「待機児童ゼロ」
- 子ども・子育て支援人材の確保と質の向上
- 結婚・妊娠・出産・育児と個人のライフスタイルに応じた切れ目ない支援

#### (6) 施策体系

- 別紙（4ページ）のとおり

### 4 次期改定にあたっての基本的な方向性

- 現行プラン策定後の関係法令の改正や社会環境の変化に伴う新たな政策課題等（※）を踏まえた改定を行う。

※ 例：SDGs（\*）の要素の反映等

\* SDGs（エスディーゼズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

平成27年9月の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など17のゴール（目標）を設定。

平成28年12月に国が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の中で、地方自治体に対し各種計画や戦略、方針の策定や改定にあたっては、SDGsの要素を反映することを奨励している。

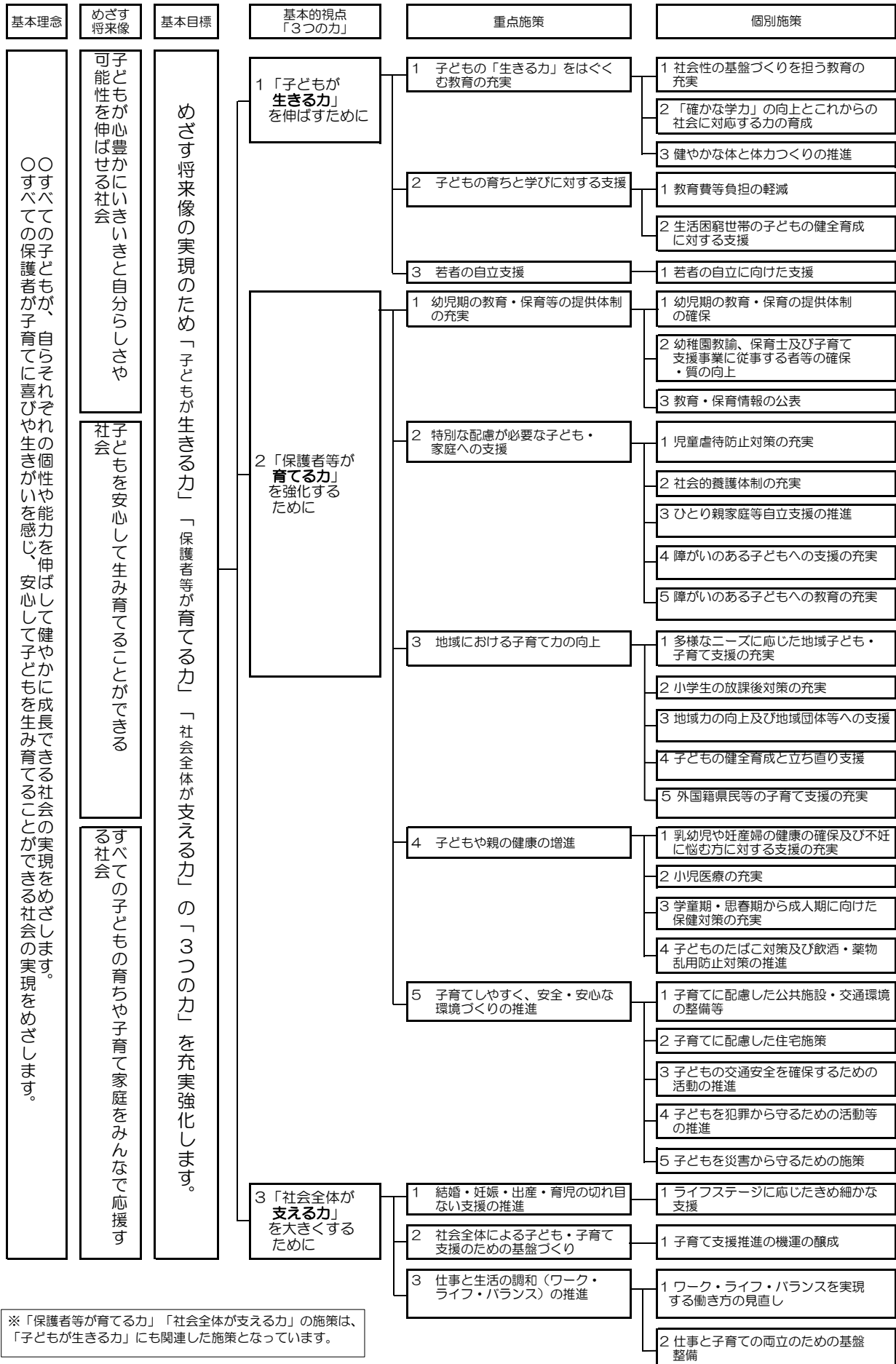
【参考：SDGs [世界を変えるための17の目標]】



- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任 つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

(別紙)

### 現行プランの施策体系



※「保護者等が育てる力」「社会全体が支える力」の施策は、「子どもが生きる力」にも関連した施策となっています。